

5 被服、寝具その他 生活必需品の給与 又は貸与



5 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（内閣府告示 第4条）

	一般基準	備考
対象者	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水※、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	※土砂の堆積により一時的に居住することができない状態となったものを含む。
費用の限度額	<u>別記</u> のとおり	住家の被害の程度、被災時期（夏・冬）、世帯人数によって基準額が異なる
救助期間	災害発生の日から <u>10日</u> 以内	
対象経費	①被服、寝具及び身の回り品 ②日用品 ③炊事用具及び食器 ④光熱材料	①洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル等 ②石けん、歯みがき、トイレットペーパー等 ③炊飯器、鍋、包丁、ガスコンロ、茶碗、皿等 ④マッチ等

※ 下線部は特別基準の設定が可能なものの。

<別記>

被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与に係る救助費用の限度額

(1) 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別 (※)	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯以上 1人増すごとに 加算
夏季	20, 300円	26, 100円	38, 700円	46, 200円	58, 500円	8, 500円
冬季	33, 700円	43, 500円	60, 600円	70, 900円	89, 300円	12, 300円

※ 下線部は特別基準の設定が可能なものの。

(2) 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別 (※)	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯以上 1人増すごとに 加算
夏季	6, 700円	8, 900円	13, 400円	16, 300円	20, 500円	2, 900円
冬季	10, 700円	14, 000円	19, 900円	23, 600円	29, 800円	3, 900円

※ 下線部は特別基準の設定が可能なものの。

※ 夏季とは、4月1日から9月30日までの間をいい、
 冬季とは、10月1日から翌年3月31日までの間をいう。
 この季別は災害発生の日をもって決定することとなる。

5 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

主な留意事項

- 被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与は、現物をもって行うものであるから、現金給付は無論のこと、商品券、プリペイドカード等の金券によることも認められない。
なお、義援金品の配分等を法外で行う場合はこの限りでない。
- 被服等の給貸与はすべて、世帯単位で行われることから、費用の限度額についても各世帯ごとで見ていくこととなり、必要な場合は各世帯ごとに費用の限度額に関する特別基準を設定することとなる。
- この救助は、見舞制度ではないので、各世帯の被災状況を確認することなく、一律に生活必需品を同数配布する等の運用は厳に慎むこと。
- 寒冷地の防寒、ヒートショック等の被災者の健康被害を防止する観点から必要とされる簡易な電気ストーブ又はこれに準ずるもの（セラミックヒーターや電気カーペット）、猛暑による熱中症及び脱水症状等の被災者の健康被害を防止する観点から必要とされる扇風機など基準額の範囲内で生活必需品の品目として差し支えない。

生活必需品の給与等に関する留意事項

- 被災者による被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の申請を、より簡便にするため、申請様式（案）を作成して災害救助事務取扱要領に掲載。地域の実情に応じて品目等を整理のうえ活用されたい。
- 災害時に被災者に対して確実に給与又は貸与できるよう、供給元となる民間小売事業者や物流事業者等との協定等を締結しておくこと。
- 大規模かつ広域的な災害が発生し、地域の被服、寝具その他生活必需品の供給元だけでは対応しきれない状況や、協定を締結した地域の民間小売事業者・物流事業者等が被災することも想定し、国や応援自治体に依頼するなど、体制の確保を図ること。
- 応急仮設住宅や応急修理の相談・申請時等の際に同時に配布するなど、自治体から被災者に対する積極的な周知に努めること。

健康被害を防止する観点から追加した品目

令和3年5月以降の災害について、以下のとおり告示基準額の範囲内において生活必需品の品目に追加して差し支えない。

- 寒冷地の防寒、ヒートショック等の被災者の健康被害を防止する観点から必要とされる簡易な電気ストーブ又はこれに準ずるもの（セラミックヒーターや電気カーペット）
※FF式ストーブなどの取付けを要する商品は想定していない。
- 猛暑による熱中症及び脱水症状等の被災者の健康被害を防止する観点から必要とされる扇風機、サーフィンジャーなど
※エアコンやクーラーなどの取付けを要する商品は想定していない。

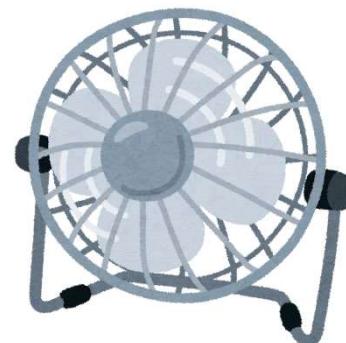
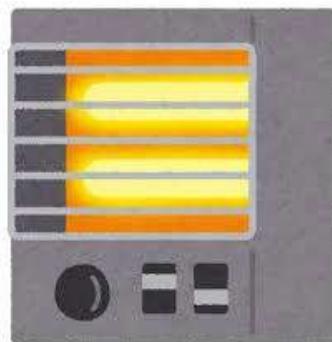


図 被服、寝具その他生活必需品の給与等に係る支給申請様式（案）

申請様式（例）

被服、寝具、その他生活必需品等の給与等に係る支給申請書

別紙様式
令和 年 月 日
〇〇〇市(町)長 殿

災害救助法に基づく「被服、寝具、その他生活必需品等の給与等」について下記のとおり申請します。

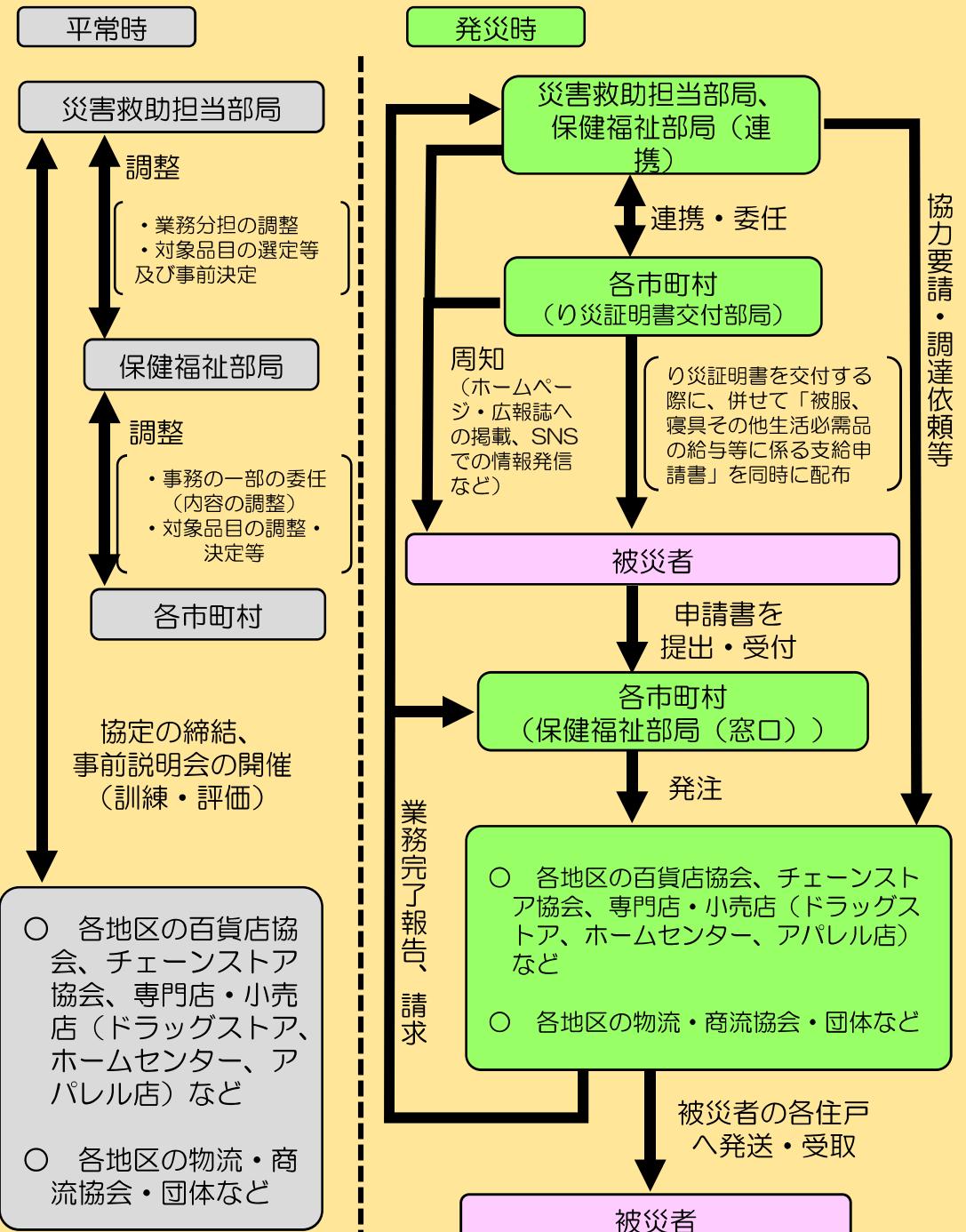
申請者等	フリガナ	世帯主氏名	住 所 (り災時の住所)		
世帯人數	電話番号	支給品等の送付先			
品名・仕様等					
被服	肌着	男・女・子ども サイズ()	単価	数量	金額
	下着	男・女・子ども サイズ()			
	靴下	男・女・子ども サイズ()			
	長袖	男・女・子ども サイズ()			
	ズボン	男・女・子ども Wサイズ()Hサイズ()			
寝具	掛け布団(カバー含む)	男性用()-女性用()-子供用()			
	敷布団(カバ 含む)	男性用()-女性用()-子供用()			
	枕(カバー含む)	男性用()-女性用()-子供用()			
衛生用品	寝間着	男性用()-女性用()-子供用()-サイズ-数量を記入			
	バスタオル	()枚			
	フェイスタオル(4枚入り)	()枚			
	シャンプー	男性用()-女性用()-子供用()			
	リンス	男性用()-女性用()-子供用()			
	石けん(複数個パック)	()個			
	歯磨きセット	男性用()-女性用()-子供用()			
	髭剃りセット	()個			
	生理用品	()個			
	トイレットペーパー(12個入り)	(1)個			
台所用品	ティッシュペーパー(5個入り)	(1)個			
	紙おむつ(子供用)※パンツタイプ S()-M()-L()-BIG()-サイズ-数量を記入				
	紙おむつ(子供用)※テープタイプ 新生児()-S()-M()-L()-サイズ-数量を記入				
	紙おむつ(大人用)※パンツタイプ S()-M()-L()-LL()-サイズ-数量を記入				
	紙おむつ(大人用)※テープタイプ S()-M()-L()-サイズ-数量を記入				
	やかん(2.5L) IHにも対応	仕様明記 (1)個			
	両手鍋(20cm) IHにも対応	仕様明記 (1)個			
	片手鍋(16cm) IHにも対応	仕様明記 (1)個			
	フライパン(26cm) IHにも対応	仕様明記 (1)個			
	包丁	仕様明記 (1)丁			
掃除・洗濯用品	まな板	仕様明記 (1)個			
	茶碗	仕様明記 (1)個			
	小皿	仕様明記 (1)個			
	お椀	仕様明記 (1)個			
	コップ	仕様明記 (1)個			
	箸	仕様明記 (1)膳			
	台所用洗剤	仕様明記 (1)本			
	台所用スポンジ	仕様明記 (1)個			
	ゴミ袋(複数枚パック)	仕様明記 (1)セット			
	炊飯器(●合炊き)	仕様明記(基準額の範囲内で購入可能な製品) (1)個			
防寒・熱中症対策用品	ガスコンロ	仕様明記 プロパン式()-都市ガス式()			
	洗濯用洗剤	仕様明記 (1)個			
ほうき	仕様明記 (1)本				
ちりとり	仕様明記 (1)個				
雑巾(5枚セット)	仕様明記 (1)セット				
バケツ(13リットル)	仕様明記 (1)個				
ゴミ箱	仕様明記 (1)個				
電気ストーブ等	仕様明記(基準額の範囲内で購入可能な製品) (1)台				
扇風機	仕様明記(基準額の範囲内で購入可能な製品) (1)台				
※太枠内をご記入ください。 ※ブランド、デザイン、色等については、ご要望にお応えできかねます。					
合計					

世帯主の氏名、住所、電話番号等について品物を発注・配送する事業者に提供することに同意します。(チェック印に✓)
納期は、業者によって異なります。品目によっては時間を要する場合もあります。

【支給品は、世帯人數により、下記金額の範囲内の申請となります。】

(参考) 世帯人數により下記金額の範囲内で申請						(単位: 円)
冬季	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
全焼	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
半焼・床上浸水等	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600

図 被服、寝具その他生活必需品の給与等に係る申請の流れ



を確立しておくこと。

- (ウ) 調達物資のほか、義援物資が大量に搬入されることも考えられるので、調達物資と義援物資との調整体制、ボランティアとの連携を含めた受け入れ体制、運搬・配布体制についても定めておくこと。
- (エ) 備蓄食料については、最近の食生活の向上と保存食の多様化を踏まえ、乾パン等の画一的なものだけにならないよう検討すること。特に高齢者、障害者、乳幼児、病弱者等の利用にも配慮し、創意工夫をこらすこと。
- (オ) 炊き出しその他による食品の給与は、備蓄食料やキッチンカー事業者等の食料提供業者等によるほか、地域社会の協力、ボランティアとの連携、給食センター等の集団給食施設の利用等による炊き出し等、多様な供給方法を整備しておくこと。

イ 被服、寝具その他生活必需品の給与及び貸与

- (ア) 被服、寝具などの生活必需品を確保するため、災害が発生したときに直ちにこれを提供できるよう、備蓄の推進、事業者団体等との物資供給協定の締結、他の都道府県との災害援助協定の締結等を図っておくこと。

また、要配慮者の日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材（例：紙おむつ、ストーマ用装具など）についても、同様の対応を図っておくこと。

また、要配慮者の生活必需品として、紙おむつ、ストーマ用装具などの消耗器材について法第4条第1項第3号に基づき給与することが可能であるとともに、福祉避難所においては、これらの消耗器材の費用を特別な配慮のために必要な実費として加算することができるようになっている。このため、これらの消耗器材についても、備蓄の推進、事業者団体等の物資供給協定の締結等を図っておくこと。

- (イ) 物資供給業者の協力、交通状況の把握、必要に応じた救援用物資集積基地の設置など、生活必需品等の救援用物資を迅速に運搬・支給する体制を整備するため、関係部局による連携体制を確立しておくこと。

- (ウ) 調達物資のほか、義援物資が大量に搬入されることも考えられるので、調達物資と義援物資との調整体制、ボランティアとの連携を含めた受け入れ体制、運搬・配布体制についても定めておくこと。

ウ 医療

- (ア) 災害発生直後の混乱期に、迅速に救護班の活動が開始できるよう、あらかじめ公立病院、日本赤十字社等の協力を得て救護班を編成しておくこと。また、必要に応じ地域医師会等とも連携を図れる体制を定めておくこと。

- (イ) 災害発生後、医療の提供を的確に行う上で、次のような情報が不可欠であるので、関係部局とあらかじめ役割分担や連絡体制を定めるなどし、被害状況等を速やかに把握できるよう、関係部局による連携体制を確立しておくこと。

- ① 被災地域における医療施設及び設備の被害状況
- ② 被災地域における医療施設の診療機能の可否
- ③ 医療品及び医療用資器材等の確保状況
- ④ 被災地域及び周辺地域の交通状況

- (ウ) 救護班による応急的な医療のほか、後方医療機関等により的確に医療が提供できるよう、患者搬送体制を整備しておくこと。

また、ヘリコプター等を活用した広域的搬送体制や他都道府県との協力体制についても定めておくこと。

エ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

第4 救助の程度、方法及び期間に関する事項

救助の程度、方法及び期間については、応急救助に必要な範囲内において、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ、都道府県知事がこれを定めることとされており、一般的には次により取り扱うこととしているが、この取扱いはあくまでも原則的な考え方であり、硬直的な運用に陥らないように留意すること。

通常、この内閣総理大臣が定める基準を一般基準と言い、一般基準によっては救助の適切な実施が困難な場合に、都道府県知事が内閣総理大臣に協議し、その同意の上に定める基準を特別基準と言っている。

災害は、その規模、態様、発生地域等により、その対応も大きく異なるので、実際の運用に当たっては、内閣府と連絡調整を図り、必要に応じて内閣総理大臣に協議し、特別基準を設定するなど、救助の万全を期する観点から、柔軟に対応する必要があるものである。

5 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

(1) 配布

- ア 災害が発生したときには、備蓄物資等を利用するほか、必要に応じて関係団体等の協力を得て、速やかに被災者に対して必要な被服、寝具その他生活必需品を配布すること。
- イ 法による被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内に完了するよう努めること。これにより難いときには内閣総理大臣に協議して延長することを原則とする。

(2) 対象者

法による被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）若しくは船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものである。

住家の床下浸水等では、一般的に喪失又は毀損は考えられないので、原則として対象としないが、必要な場合は内閣府と連絡調整を図ること。

(3) 留意点

ア 法による被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害により日常生活を営むのに最小限必要なものを給与又は貸与し、日常生活に支障をきたさないようにするもので、災害により喪失した物の損害を補償したり、被災に対する見舞品というような性格のものではないことから、次の点に留意して実施すること。

(ア) 住家の被害が要件を満たしても、別に保管した物があったり、寄贈を受けたりし、必要最小限のものが得られれば、法により給与又は貸与しないこと。

ただし、損害を補償するような性格ではないものの、必要最小限という解釈の余りに厳格な運用は時代の実情にそぐわないこともあるので留意すること。

(イ) 被災者による被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の申請を、より簡便にするため、申請様式（例）を参考として作成したところであり、当該申請様式（例）には、基本的に（5）イに記載されている品目を掲載している。地域の実情に応じて品目等を整理の上、活用すること。

(ウ) また、各々の世帯から意向及び必要性を確認する際は、対象品目の数量が当面の日常生活を営むに当たり必要最小限であるか、世帯人数に対して過大な製品ではないか等に留意して運用を行うこと。

(エ) 住家の被害が要件を満たしていない場合でも、例えば船舶の遭難、旅行中の被災等で被害を受け、直ぐには帰来先に戻れないため、当面の被服、寝具その他生活必需品を得ることができないときは、給与又は貸与が必要な場合もある。

イ 法による被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、避難所への避難から新たな生活を始めるにあたり、その日常生活を営むのに最小限必要なものを給与又は貸与するものであるから、配送に必要な期間を含めできるだけ迅速な調達に努めること。とりわけ、応急仮設住宅への入居者は、こうしたものを喪失又は毀損していることが多いので、その入居の時期を見据えて調達計画を立てること。

ウ 法による被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を迅速に行うため、あらかじめ、その品目を定め、災害時に被災者に確実に給与又は貸与できるよう供給元となる民間小売事業者や物流事業者等との協定等を締結しておくこと。

- また、あらかじめ、運搬の拠点となる救援用物資集積基地などを決定しておくこと。
- エ また、大規模かつ広域的な災害が発生し、地域の被服、寝具その他生活必需品の供給元だけでは対応しきれない状況や、協定を締結した地域の民間小売事業者・物流事業者等が被災することも想定し、国や応援自治体に依頼するなど、体制を確保に努めること。
- オ 応急仮設住宅や応急修理の相談・申請時等を捉え、(5)に記載する申請様式(案)等を同時に配布するなど、積極的な周知に努めること。

(4) 基準額

- ア 法による被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり基準告示に定める額以内とする。
- イ 法による被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害による損失を補填するものではなく、当面最低限必要なものを給与又は貸与するもので、そのために通常最低限必要な額が定められたものであるので、原則として、給与又は貸与に要する費用の平均額が基準告示に定める額の範囲であればよいということではなく、各々の世帯毎にこの範囲で実施するというものである。

一律に共通のものを配布するような運用は認められないので留意すること。

なお、救助を要する期間の長期化等により個々の世帯毎にこれを超える額の給与又は貸与が必要な場合には内閣総理大臣に協議して実施すること。

また、船舶の遭難等により被服、寝具等を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して給与又は貸与を行う必要がある場合は、そのために支出できる費用の額等について内閣総理大臣に協議して実施すること。

- ウ 法による被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与については、別紙「申請様式(例)」を添付しているため、参考とされたい。

- エ 救助実施主体は、発災後、可能な限り速やかに上記(3)ウに掲げる事業者等と別紙「申請様式(例)」に掲げる各種品目の単価設定を行い被災者が当面最低限必要なものを給与又は貸与すること。

なお、単価設定に当たっては、一般基準の範囲内で給与又は貸与が可能な単価に設定すること。当初から高額な金額の商品を単価設定することは厳に慎むこと。

(5) 現物支給

- ア 法による被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

- (ア) 被服、寝具及び身の回り品
(イ) 日用品
(ウ) 炊事用具及び食器
(エ) 光熱材料

- イ 被服、寝具その他の生活必需品の品目としては、地域及び時期等により、様々なものが考えられ、個々の実情において決定するものと考えられるが、参考までに例示的に示すと、次に掲げるものが考えられる。

- (ア) タオルケット、毛布、布団等の寝具
(イ) 洋服上下、子供服等の上着、シャツ、パンツ等の下着
(ウ) タオル、靴下、靴、サンダル、傘等の身の回り品
(エ) 石鹼、歯磨用品、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等の日用品

- (オ) 炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等の調理道具
 - (カ) 茶碗、皿、箸等の食器
 - (キ) マッチ、使い捨てライター、プロパンガス、固体燃料等の光熱材料
 - (ク) 高齢者、障害者等の日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつ、ストーマ用装具等の消耗器材
 - (ケ) 寒冷地の防寒、ヒートショック等の被災者の健康被害を防止する観点から必要とされる簡易な電気ストーブ又はこれに準ずるもの（電気ストーブ、セラミックヒーターや電気カーペット）
 - (コ) 猛暑による熱中症及び脱水症状等の被災者の健康被害を防止する観点から必要とされる扇風機
- ウ 認められない物品
テレビ、冷蔵庫、洗濯機、掃除機、エアコン、電子レンジ、オーブンレンジ等

【参考事例】

- 石川県では、令和6年能登半島地震により被災し、応急仮設住宅（建設型応急住宅、みなし仮設（賃貸）住宅、県内の公営住宅）に入居された方に対して、生活家電及びエアコンの購入支援が実施された。
 - 【対象家電】洗濯機、冷蔵庫、テレビ
 - 【支援額（上限）】家電1点につき6万円、1戸当たり総額13万円まで
 - 【エアコン】1戸あたり10万円（送料・設置料・消費税を含む）まで
- 山形県では、令和6年7月の大雪に伴う鶴岡市、酒田市、遊佐町の3市町で公営住宅及び賃貸型応急住宅に入居する方に対して、生活家電及びエアコンの購入支援が実施された。
 - 【対象家電】洗濯機、冷蔵庫、テレビ
 - 【支援額（上限）】家電1点につき6万円、1戸あたり総額18万円まで
 - 【エアコン】1戸あたり総額10万円（送料・設置料・消費税を含む）まで
- 東日本大震災の際には、日本赤十字社の独自の取り組みとして、海外救援金を原資とした「生活家電セット寄贈事業」が実施された。
 - 【対象家電】洗濯機、冷蔵庫、テレビ、炊飯器、電子レンジ、電気ポットの6点セット
 - 【対象自治体】青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、千葉県、長野県の8県

（6）時価評価

法による被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与に当たって法第26条第3号により事前購入した給与品を払出した場合は、当該地域における時価をもって精算するものとし、評価調書を作成しておくこと。この場合、特に著しい物価の変動がない限り、毎年度当初に行う時価評価によって行うこととして差し支えない。

なお、評価調書が作成されていないなど、時価での評価が困難な場合については、事前購入時の価格をもって精算すること。

また、世帯毎の支出できる費用の額の算定に当たっては、同一品目で価格の異なる場合、各品目別の平均価格で算定して差し支えない。

(7) 現金給付は不可

法による被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、炊き出しその他による食品の給与と同様の理由で、現物をもって給与又は貸与するものであるから、現金給付は勿論、商品券、プリペイドカード等の金券により給付を行うことは考えにくい。

なお、義援金品の配分等を法外で行う場合はこの限りでないことは勿論である。

(8) 運搬・支給体制

物資供給業者との連携、必要に応じた救援用物資集積基地の設置、交通状況の把握など、生活必需品等の救援用物資を迅速に運搬・支給する体制を早急に整備すること。

この際、都道府県等が調整した物資のほか、義援物資が大量に搬入されることも予想されるので、調達物資との調整や、ボランティアとの連携を含めた受け入れ体制、運搬、配布体制についても併せて検討すること。

(9) 必要な書類

法による被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を実施するときには、原則として次に掲げる書類、帳簿等を整備し、保存すること。ただし、これらの整備等が著しく困難な場合には、できる限りこれらに代わるものを作成保存すること。

- ア 救助実施記録日計票
- イ 物資受払簿
- ウ 物資の給与状況
- エ 物資購入関係支払証拠書類
- オ 備蓄物資払出証拠書類

(注) 法による物資と義援物資は実際上も書類上も明確に区分しておくこと。

申請様式（例）

被服、寝具、その他生活必需品等の給与等に係る支給申請書

別紙様式

令和 年 月 日

○○○市(町)長 殿

災害救助法に基づく「被服、寝具、その他生活必需品等の給与等」について下記のとおり申請します。

申請者等	フリガナ			住 所 (り災時の住所)	T		
	世帯主氏名						
	世帯人數 人	電話番号	支給品等の送付先				
品名・仕様等				単価	数量	金額	
被服	肌着	男・女・子ども	サイズ()				
	下着	男・女・子ども	サイズ()				
	靴下	男・女・子ども	サイズ()				
	長袖	男・女・子ども	サイズ()				
	ズボン	男・女・子ども	Wサイズ()Hサイズ()				
寝具	掛け布団(カバー含む)	男性用()・女性用()・子供用()					
	敷布団(カバー含む)	男性用()・女性用()・子供用()					
	枕(カバー含む)	男性用()・女性用()・子供用()					
	寝間着	男性用()・女性用()・子供用()	→サイズ・数量を記入				
衛生用品	パスタオル	()枚					
	フェイスタオル(4枚入り)	()枚					
	シャンプー	男性用()・女性用()・子供用()					
	リンス	男性用()・女性用()・子供用()					
	石けん(複数個パック)	()個					
	歯磨きセット	男性用()・女性用()・子供用()					
	髭剃りセット	()個					
	生理用品	()個					
	トイレットペーパー(12個入り)	(1)個					
	ティッシュペーパー(5個入り)	(1)個					
紙おむつ(子供用)※パンツタイプ	S()・M()・L()・BIG()←サイズ・数量を記入						
紙おむつ(子供用)※テープタイプ	新生児()・S()・M()・L()←サイズ・数量を記入						
紙おむつ(大人用)※パンツタイプ	S()・M()・L()・LL()←サイズ・数量を記入						
紙おむつ(大人用)※テープタイプ	S()・M()・L()←サイズ・数量を記入						
台所用品	やかん(2.5L) IHにも対応	仕様明記	(1)個				
	両手鍋(20cm) IHにも対応	仕様明記	(1)個				
	片手鍋(16cm) IHにも対応	仕様明記	(1)個				
	フライパン(26cm) IHにも対応	仕様明記	(1)個				
	包丁	仕様明記	(1)丁				
	まな板	仕様明記	(1)個				
	茶碗	仕様明記	(1)個				
	小皿	仕様明記	(1)個				
	お椀	仕様明記	(1)個				
	コップ	仕様明記	(1)個				
	箸	仕様明記	(1)膳				
	台所用洗剤	仕様明記	(1)本				
台所用スポンジ	仕様明記	(1)個					
ゴミ袋(複数枚パック)	仕様明記	(1)セット					
炊飯器(●合炊き)	仕様明記(基準額の範囲内で購入可能な製品)	(1)個					
ガスコンロ	仕様明記	プロパン式()・都市ガス式()					
掃除	洗濯用洗剤	仕様明記	(1)個				
	ほうき	仕様明記	(1)本				
	ちりとり	仕様明記	(1)個				
	雑巾(5枚セット)	仕様明記	(1)セット				
	バケツ(13リットル)	仕様明記	(1)個				
	ゴミ箱	仕様明記	(1)個				
防寒・熱中症対策用品	電気ストーブ等	仕様明記(基準額の範囲内で購入可能な製品)	(1)台				
	扇風機	仕様明記(基準額の範囲内で購入可能な製品)	(1)台				
※太枠内をご記入ください。 ※ブランド、デザイン、色等については、ご要望にお応えできかねます。				合計			

単価については、各自治体において地域の実情を考慮して決定することとなる。



世帯主の氏名、住所、電話番号等について品物を発注・配達する事業者に提供することに同意します。(チェック欄に✓)
納期は、業者によって異なります。品目によっては時間要する場合もあります。

【支給品は、世帯人数により、下記金額の範囲内での申請となります。】

(参考) 世帯人数により下記金額の範囲内での申請 (単位: 円)

冬季	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
全壟	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
半壟・床上浸水等	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600

自治体受付